- 1. おはようございます。岩本です。今年の憲法記念日、安倍首相が自衛隊の存在を憲法に明記すると発言してから、半年が経ちました。そして、現在開会中の特別国会における所信表明演説では、知恵を出し合いながら、困難な課題に答えを出していく、そうした努力の中で、憲法改正の議論も前に進むことができると述べました。その知恵が、「9条1項、2項を残しつつ、自衛隊を明文で書き込む」ということであるならば、なんたる浅知恵、短慮も甚だしい。そう思いたいのですが、実は、そこには深慮遠謀がある気がしてなりません。
- 2. 私たちは今、自衛隊による集団的自衛権の行使容認は憲法 9 条に違反するものであり、これを認める安保関連法は違憲無効である、この一点でここに集まっています。私たちの主張には確かな根拠があります。それは、歴代の自民党政権、とりわけ安倍制限によって深く傷つけられてきたとはいえ、私たちの手には、戦争を放棄する憲法 9 条 1 項と戦力の不保持と交戦権の否認を定める憲法 9 条 2 項があるからでする。
- 3. そして、自衛隊は今は、法律上の組織です。法律上の組織である以上、自衛隊は憲法の制約の中で活動しなければなりません。憲法の制約を無視し、集団的自衛権を行使するようなことがあれば、私たち国民は、憲法9条を手に、「違憲である」と堂々と戦えるのです。それが立憲主義です。だから私たちは今ここにいるののです。
- 4. では、自衛隊の存在を明記するということは何を意味するのか。安倍首相が狙っているのは、今の自衛隊を丸ごと憲法に明記するということです。つまり、現在の違憲状態である自衛隊をそっくりそのまま憲法に位置づけるということです。そして、自衛隊は、法律上の組織から、憲法上の組織に格上げされることになります。
- 5. このような揚げ首相の狙いのもと、自衛隊の存在が憲法に明記する憲法改正が発議され、憲法改正案が国民投票によって国民の過半数の支持を得たとすればどうなるか。安倍首相は必ずこう言うでしょう。〈集団的自衛権つきの自衛隊を多くの国民が支持したのである。これが民意だ。〉
- 6. この憲法解釈がまかり通れば、どうなるか。それは明らかです。何度も言いますが、現行の憲法 9 条 1 項と 2 項の最低ラインは、〈集団的自衛権の行使は違憲である〉ということです。しかし、憲法に集団的自衛権つきの自衛隊の存在が明記されれば、この憲法 9 条の最低ラインは意味を失ってしまいます。法律の世界では、新しくできたルールのほうが優先されます。後法優先の原則といいます。図々しくも、集団的自衛権つきの自衛隊を明記した、新参者の憲法の条項が、古くからある憲法 9 条 1 項と 2 項とを蹴散らしてしまうのです。〈あんたたちは古い。だから、お引き取り下さい〉というのです。腹が立ちますが、それが法の世界なのです。
- 7. そうなると、私たちは、集団的自衛権の行使を違憲とする今の憲法解釈に基づいて、自衛隊

や安保関連法を批判することができなくなります。自衛隊の憲法明記は、平和を求める私たちから最も大切で、もっとも威力のある〈武器〉を奪い取ってしまいます。安倍政権は、その機会を虎視眈々と狙っています。絶対に思い通りにはさせてはなりません。ともに頑張りましょう。どうもありがとうございました。